

2011年（平成23年）5月11日

経済産業大臣
海江田 万里 様

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット
理事長 清水 巖

〒650-0022

神戸市中央区元町通6丁目7番10号

元町関西ビル3階

かげやま司法書士事務所内

TEL：078-361-7201

FAX：078-361-7228

URL：<http://hyogo-c-net.com>

〔連絡先〕弁護士法人算法律事務所

弁護士 宮本 由季

TEL：078-917-5585

FAX：078-917-6031

要 請 書

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当法人は、兵庫県神戸市に事務所を置き、消費者被害防止・救済のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用の差止請求活動を行うことを目的とし、2008（平成20）年5月28日に内閣総理大臣から適格消費者団体の認定を受けた団体です。

今般、当法人は、関西電力株式会社に対して、別紙「申入書」のとおり、約款の改定を求める申入れを行いました。

その内容は、同社より電気の供給を受けている電気の使用者が、同社の電気供給約款（以下「約款」と言います。）で定められた電気料金の実質的支払期限である「早収期限日」（約款15(3)、約款29）に遅れて電気料金を支払った場合、早収料金の3パーセントを加算した金額の遅収料金（約款15(2)）の支払いを強制されます（以下、「早収料金・遅収料金制」と言います）。遅収料金における加算額は、年利14.6パーセントを超える遅延損害金を無効とする消費者契約法9条2号に反しているため、この約款を同法に違反しない内容に改定することを求めるものです。

当法人の調査によれば、関西電力株式会社のほか、北海道電力株式会社、東北電力株式会社、北陸電力株式会社、中部電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社、九州電力株式会社、沖縄電力株式会社の計9社が、それぞれの約款において、同様の早収料金・遅収料金制度をとっております。これら9社の電力会社の約款は、上記のとおり、消費者契約法に違反しており、早急な是正が必要なものと考えられます（なお、東京電力株式会社は、2000年10月1日に約款を改定し、すでにこの問題を是正しています）。

この旨をお知らせしますので、貴省におかれましても、これら9社の電力会社が、消費者契約法に違反しない内容に約款を改定するよう、ご指導、ご監督くださいますようお願いいたします。

以 上